

豊中市入札参加停止基準運用要領

1 基準第1条第1項関係

入札参加停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 基準第2条関係

- (1) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (2) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、第3条第2項に基づく措置の対象としないものとする。

3 基準第3条第2項関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、第3条第2項に基づく措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が第3条第2項に基づく措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えてその入札参加停止の期間を定めることができるものとする。

4 基準第4条第1項関係

- (1) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (2) 「他の公共機関の職員（公共機関の職員のうち、豊中市の職員以外の者をいう。以下同じ。）」（第3号並びに別表第2第2号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 基準第8条関係

「必要があると認めるとき」とは、市発注工事に関し、公正取引委員会から有資格業者に対して独占禁止法に違反するおそれがあるとして警告がなされた場合等をいうものとする。

6 基準別表第1関係

- (1) 第2号、第5号又は第7号に該当するときは、別表1により期間を定めるものとする。
- (2) 市発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として入札参加停止を行わないものとする（第5号から第8号まで）。
 - イ 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- (3) 市発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適當である場合には、これによることができる。
 - イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

- 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (4) 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7 基準別表第2関係

- (1) 第3号又は第4号、第7号から第9号、第12号又は第13号に該当するときは、別表2により期間を定めるものとする。
- (2) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (3) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第3号又は第4号関係）は、排除措置命令、課徴金納付命令又は刑事告発がなされたこと、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたことを知った後、速やかに入札参加停止措置を行うものとする。
- (4) 「業務」（第4号及び第10号から第12号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- (5) 建設業法違反行為（第7号から第9号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）
- (6) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第12号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ロ 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (7) 経営不振（第15号関係）で、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていった場合等の入札参加停止の解除は、裁判所の再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定を知ったときとする。
- (8) その他事件等（第16号関係）で、債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けた場合等の入札参加停止の解除は、事件が解決したと証明する書類の提出を受けたときとする。

附 則

この要領は、平成18年 2月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年 5月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年11月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年10月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

別表1（基準別表第1関係）

| 措置要件 | | 基 準 | 期間 |
|-------------------------|-----|---|-----|
| 過失による粗雑工事 | 第2号 | ① 建設業法に基づく監督処分がなされたとき。 | 6ヵ月 |
| | | ② ①以外の場合で、過失により工事を粗雑にしたとき。 | 3ヵ月 |
| 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 | 第5号 | ① 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 6ヵ月 |
| | | ② ①以外の場合で、死亡者を生じさせたとき。 | 3ヵ月 |
| | | ③ ①以外の場合で、負傷者を生じさせたとき。 | 2ヵ月 |
| | | ④ ①以外の場合で、損害を与えたとき。 | 1ヵ月 |
| 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 | 第7号 | ① 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 4ヵ月 |
| | | ② ①以外の場合で、死亡者を生じさせたとき。 | 2ヵ月 |
| | | ③ ①以外の場合で、負傷者を生じさせたとき。 | 1ヵ月 |

別表2（基準別表第2関係）

| 措置要件 | | 基 準 | 期間 |
|-----------|-----|---|------|
| 独占禁止法違反行為 | 第3号 | ① 刑事告発がなされたとき。 | 36ヵ月 |
| | | ② 排除措置命令又は課徴金納付命令がなされたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。 | 18ヵ月 |
| 建設業法違反行為 | 第4号 | ① 刑事告発がなされたとき。 | 12ヵ月 |
| | | ② 排除措置命令又は課徴金納付命令がなされたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。 | 6ヵ月 |
| 建設業法違反行為 | 第7号 | ① 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 12ヵ月 |
| | | ② 許可取消処分がなされたとき(入札参加資格に係る許可がすべて取り消された場合を除く。)。 | 6ヵ月 |
| | | ③ 営業停止処分がなされたとき。 | 6ヵ月 |
| | | ④ 指示処分がなされたとき。 | 3ヵ月 |
| | 第8号 | ① 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 6ヵ月 |
| | | ② 許可取消処分がなされたとき(入札参加資格に係る許可がすべて取り消された場合を除く。)。 | 6ヵ月 |
| | | ③ 経営事項審査の虚偽申請で営業停止処分がなされたとき。 | 6ヵ月 |
| | | ④ ③以外の場合で、営業停止処分がなされたとき。 | 3ヵ月 |
| | | ⑤ 経営事項審査の虚偽申請で指示処分がなされたとき。 | 3ヵ月 |
| | | ⑥ ⑤以外の場合で、指示処分がなされたとき。 | 2ヵ月 |

| | | | |
|------------|------|--|--------|
| | 第9号 | ① 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 3ヶ月 |
| | | ② 許可取消処分がなされたとき(入札参加資格に係る許可がすべて取り消された場合を除く。)。 | 6ヶ月 |
| | | ③ 経営事項審査の虚偽申請で営業停止処分がなされたとき。 | 6ヶ月 |
| | | ④ ③以外の場合で、営業停止処分がなされたとき。 | 2ヶ月 |
| | | ⑤ 経営事項審査の虚偽申請で指示処分がなされたとき。 | 3ヶ月 |
| | | ⑥ ⑤以外の場合で、指示処分がなされたとき。 | 1ヶ月 |
| 不正又は不誠実な行為 | 第12号 | ① 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は、法令に基づき商号等を公示されたとき。 | 3ヶ月 |
| | | ② 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が市発注工事における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 9ヶ月 |
| | | ③ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(②の場合を除く。)。 | 6ヶ月 |
| | | ④ 豊中市の職員に係る贈収賄事件で、贈賄側について時効の成立後、収賄側が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が、贈賄者として特定されたとき。 | 9ヶ月 |
| | | ⑤ 他の公共機関の職員に係る贈収賄事件で、贈賄側について時効の成立後、収賄側が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が、贈賄者として特定されたとき。 | 6ヶ月 |
| | | ⑥ 市発注工事に関し、入札参加希望者が資格審査を申込むこと、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 | 12ヶ月 |
| | | ⑦ 市発注工事に関して、入札・契約、監督・検査等の業務の執行を妨害したとき。 | 12ヶ月 |
| | | ⑧ 市発注工事に関して、落札決定後、契約を締結しなかったとき。 | 9ヶ月 |
| | | ⑨ 市発注工事に関して、電子入札で不正を行ったとき。 | 9ヶ月 |
| | | ⑩ 市発注工事に関して、入札後に提出する書類に虚偽の記載をしたとき。 | 6ヶ月 |
| | | ⑪ 市発注工事に関して、入札心得に違反したとき。 | 3ヶ月 |
| | | ⑫ 市発注工事に関して、有資格業者の過失により入札手続の大幅な遅延を生じさせたとき。 | 2ヶ月 |
| | | ⑬ 有資格者の責により契約の解除がなされたとき。 | 12ヶ月 |
| | | ⑭ その他不正又は不誠実な行為を行ったとき。 | 1~12ヶ月 |
| 第13号 | 第13号 | ① 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。 | 3ヶ月 |
| | | ② 無期懲役又は死刑を宣告されたとき。 | 9ヶ月 |
| | | ③ ②以外の場合で、禁錮以上の刑を宣告されたとき。 | 6ヶ月 |
| | | ④ 刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 | 1ヶ月 |